

小松市立地適正化計画に基づく届出の手引き

- ・「小松市立地適正化計画」の公表に伴い、届出が必要になる場合があります。
- ・宅地建物取引における重要事項説明の対象となりますので、ご注意ください。
- ・都市再生特別措置法の改正（平成 30 年 7 月 15 日）により都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合、届出が必要になりました。

今後の人口減少や少子長寿社会に対応したまちづくりを行政、民間、住民が一体となって取り組むため平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が創設されました。

小松市においても、都市機能の維持・充実による魅力や賑わいを創出し、都市を持続可能なものとするために「小松市立地適正化計画～都市機能誘導区域編～」を策定し、平成 29 年 3 月 31 日に公表しております。

今回、住宅と居住に関わる医療、福祉、商業施設等の生活サービス施設がまとまって立地するよう、長い時間をかけながら緩やかに誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するため、新たに「居住誘導区域」を設定し「小松市立地適正化計画」を改訂し、平成 31 年 3 月 29 日に公表しました。

《目次》

1	居住誘導区域外における届出について	2
2	都市機能誘導区域外における届出について	4
3	誘導施設の休廃止における届出について	7
4	宅地建物取引業法に基づく重要事項説明について	8
5	居住誘導区域図及び都市機能誘導区域図	9
6	届出制度に関するQ & A	14
7	届出様式	16

お問い合わせ先
小松市役所 都市創造部まちデザイン課
電話：0761-24-8100
E-mail：toshikei@city.komatsu.lg.jp

1 居住誘導区域外における届出について

策定・公表日：平成31年3月29日

居住誘導区域とは

人口減少の中でも、一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービス施設や地域コミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のことです。

(1) 届出制度の内容 (都市再生特別措置法 88 条第 1 項)

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

(2) 届出の対象となる区域

都市計画区域内の居住誘導区域外の区域 (市街化調整区域も届出の対象)

※居住誘導区域図 (p 9~p 11 を参照ください)

(3) 届出の対象となる行為

<開発行為>

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

①の例示
3 戸の開発行為 **届出が必要**



②の例示
1,300 m²の 1 戸の開発行為 **届出が必要**



800 m² 2 戸の開発行為 **届出は不要**



<建築等行為>

- ① 3 戸以上の住宅の新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し又は建築物の用途を変更して、3 戸以上の住宅とする場合

①の例示
3 戸の建築等行為 **届出が必要**



1 戸の建築等行為 **届出は不要**



※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません

※住宅等で仮設のものものの建築の用に供する目的で行う開発行為は届出が不要です。

(4) 届出書類

以下の届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

2部（正・副）提出をお願いします。市で確認の上、副本を返却します。

開発行為の場合

（法施行規則第35条第1項第1号）

- 届出書 様式第10（p 17）
- 添付書類
 - ①位置図（当該地の位置を示すもの）〔縮尺1/2500以上〕
 - ②現況図（当該区域及び周辺の公共施設を表示する図面）〔縮尺1/1000以上〕
 - ③土地利用計画図〔縮尺1/100以上〕
 - ④委任状（代理人に委任する場合）
 - ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書

建築等行為の場合

（法施行規則第35条第1項第2号）

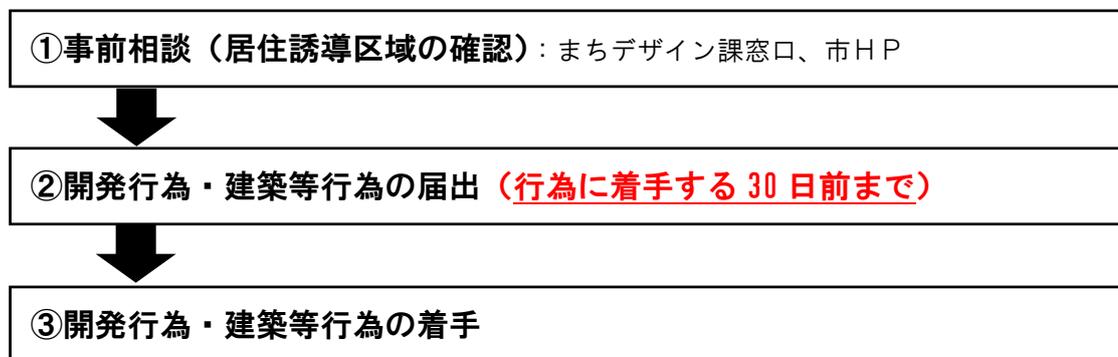
- 届出書 様式第11（p 18）
- 添付書類
 - ①位置図（当該地の位置を示すもの）〔縮尺1/2500以上〕
 - ②配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面）〔縮尺1/100以上〕
 - ③2面以上の立面図〔縮尺1/100以上〕
 - ④委任状（代理人に委任する場合）
 - ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書

届出内容の変更

（法施行規則第38条第1項）

- 届出書 様式第12（p 19）
- 添付書類
上記と同様

(5) 届出の流れ



2 都市機能誘導区域外における届出について

策定・公表日：平成 29 年 3 月 31 日

改訂・公表日：平成 31 年 3 月 29 日

都市機能誘導区域とは

医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種住民サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

(1) 誘導施設とは

少子化・長寿社会において、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保していく日常生活に必要な施設のことです。

(2) 届出制度の内容 (都市再生特別措置法 108 条第 1 項)

都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行おうとする場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

(4) 届出の対象となる区域

都市計画区域内の都市機能誘導区域外の区域（市街化調整区域も届出の対象）

※都市機能誘導区域図（p 12～p 13 を参照ください）

(5) 届出の対象となる誘導施設の種類

分野	誘導施設
①医療施設	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病床数 100 床以上かつ主要な診療科（内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の 5 科）を含む病院
②教育・文化施設	・学校教育法第 1 条に定める大学 ・学校教育法第 124 条に定める専修学校 ・図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館 ・博物館法第 2 条第 1 項に定める美術館及び博物館 ・大規模ホール(客席数 500 席以上を有する多目的ホール)
③商業施設	・大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積が 10,000 m ² 超のデパート・ショッピングモール
④行政施設	・地方自治法第 4 条第 1 項に定める市役所 ・地方自治法第 155 条第 1 項に定める支所等
⑤グローバル施設	・MICE 関連施設(客席数 500 席以上を有するもの)※ ・コンベンション・センター(客席数 500 席以上を有するもの)※ ・研究施設又は研究開発型施設 ・大学連携施設
⑥その他の施設	・市民サービスの提供や地域コミュニティの維持を図る重要な施設として、複合施設と一体となった子どもと市民の学び施設及びブックカフェ

※MICE(マイス)：Meeting(会議・研修)、Incentive(招待旅行、travel、tour)、Conference(国際会議・学術会議)又は Convention、Exhibition(展示会)又は Event の 4 つの頭文字を合わせた言葉である。ビジネスと関わりがあり多数の人の移動を伴う行事という、企業などの会議やセミナー、報償・研修旅行国際会議や総会・学会、展示会・見本市・イベントなど、観光及び旅行の観点から着目した総称で、「ビジネスイベント」とも呼ばれている。

※コンベンションセンター：展示会や会議を行う事を事業主体とする複合し施設のことである。特に展示会などを行う施設を指して展示場や展示ホールとも呼称される。日本の場合、展示面積や収用人数等の明確な定義・基準はないが、複数の会議室のほか、最低 400 m²以上のホールを1つ以上保有する施設を指す場合が多い。

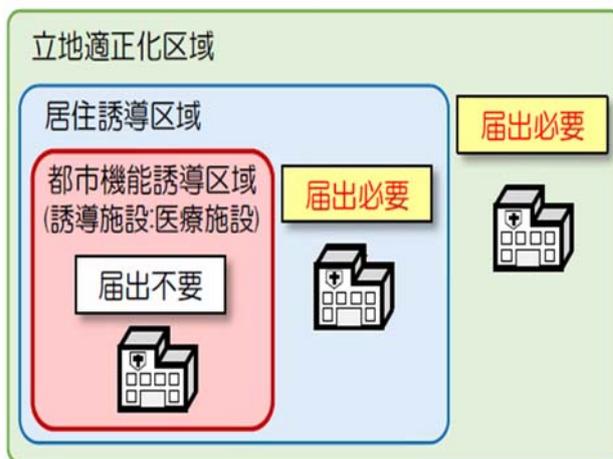
(6) 届出の対象となる行為

<開発行為>

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

<建築等行為>

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



(7) 届出書類

以下の届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

2部（正・副）提出をお願いします。市で確認の上、副本を返却します。

開発行為の場合

（法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号）

- 届出書 様式第 18 (p 20)
- 添付書類
 - ①位置図（当該地の位置を示すもの）〔縮尺 1/2500 以上〕
 - ②現況図（当該区域及び周辺の公共施設を表示する図面）〔縮尺 1/1000 以上〕
 - ③土地利用計画図〔縮尺 1/100 以上〕
 - ④委任状(代理人に委任する場合)
 - ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書

建築等行為の場合

（法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号）

- 届出書 様式第 19 (p 21)
- 添付書類
 - ①位置図（当該地の位置を示すもの）〔縮尺 1/2500 以上〕
 - ②配置図（敷地内における建築物等の位置を表示する図面）〔縮尺 1/100 以上〕
 - ③2面以上の立面図〔縮尺 1/100 以上〕

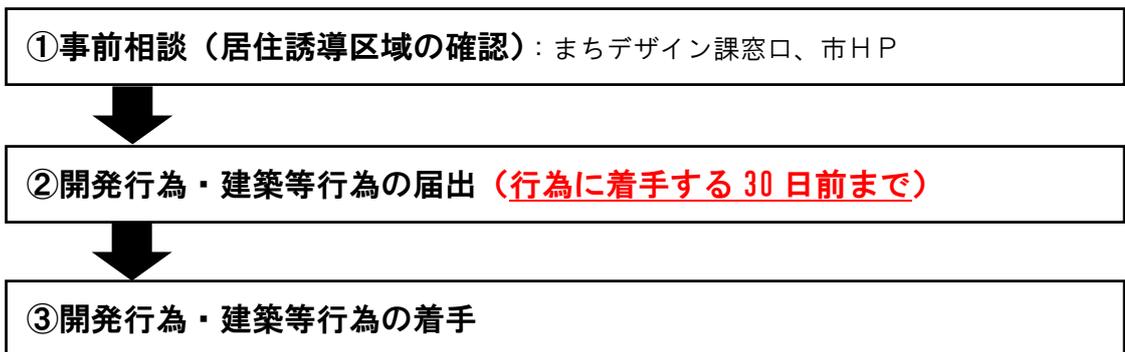
- ④各階平面図〔縮尺 1/100 以上〕
- ④委任状(代理人に委任する場合)
- ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書(建築物の用途及び面積等)

届出内容の変更

(法施行規則第 55 条第 1 項)

- 届出書 様式第 20 (p 22)
- 添付書類
上記と同様

(8) 届出の流れ



(9) 届出を要しない行為 (都市再生特別措置法 108 条第 1 項)

以下の行為については、届出の必要はありません。

- ① 小松市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

3 誘導施設の休廃止における届出について

(1) 届出の内容 (都市再生特別措置法 108 条の 2)

都市機能誘導区域内における誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、その 30 日前までに、市長への届出が必要となります。

※都市再生特別措置法の改正により、平成 30 年 7 月 15 日から施行されました。

(2) 届出の対象となる区域

都市機能誘導区域

(3) 届出の対象となる誘導施設の種類

分野	誘導施設
①医療施設	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病床数 100 床以上かつ主要な診療科(内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の 5 科)を含む病院
②教育・文化施設	・学校教育法第 1 条に定める大学 ・学校教育法第 124 条に定める専修学校 ・図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館 ・博物館法第 2 条第 1 項に定める美術館及び博物館 ・大規模ホール(客席数 500 席以上を有する多目的ホール)
③商業施設	・大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める店舗面積が 10,000 m ² 超のデパート・ショッピングモール
④行政施設	・地方自治法第 4 条第 1 項に定める市役所 ・地方自治法第 155 条第 1 項に定める支所等
⑤グローバル施設	・MICE 関連施設(客席数 500 席以上を有するもの)※ ・コンベンション・センター(客席数 500 席以上を有するもの)※ ・研究施設又は研究開発型施設 ・大学連携施設
⑥その他の施設	・市民サービスの提供や地域コミュニティの維持を図る重要な施設として、複合施設と一体となった子どもと市民の学び施設及びブックカフェ

(4) 届出書類

以下の届出書(様式)に添付図書を添えて行います。

2 部(正・副)提出をお願いします。市で確認の上、副本を返却します。

誘導施設の休廃止

(法施行規則第 55 条の 2)

- 届出書 様式第 21 (p 23)
- 添付書類
 - ①位置図(当該地の位置を示すもの)[縮尺 1/2500 以上]
 - ②委任状(代理人に委任する場合)
 - ③その他参考となるべき事項を記載した図書(建築物の用途、面積等)

4 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明について

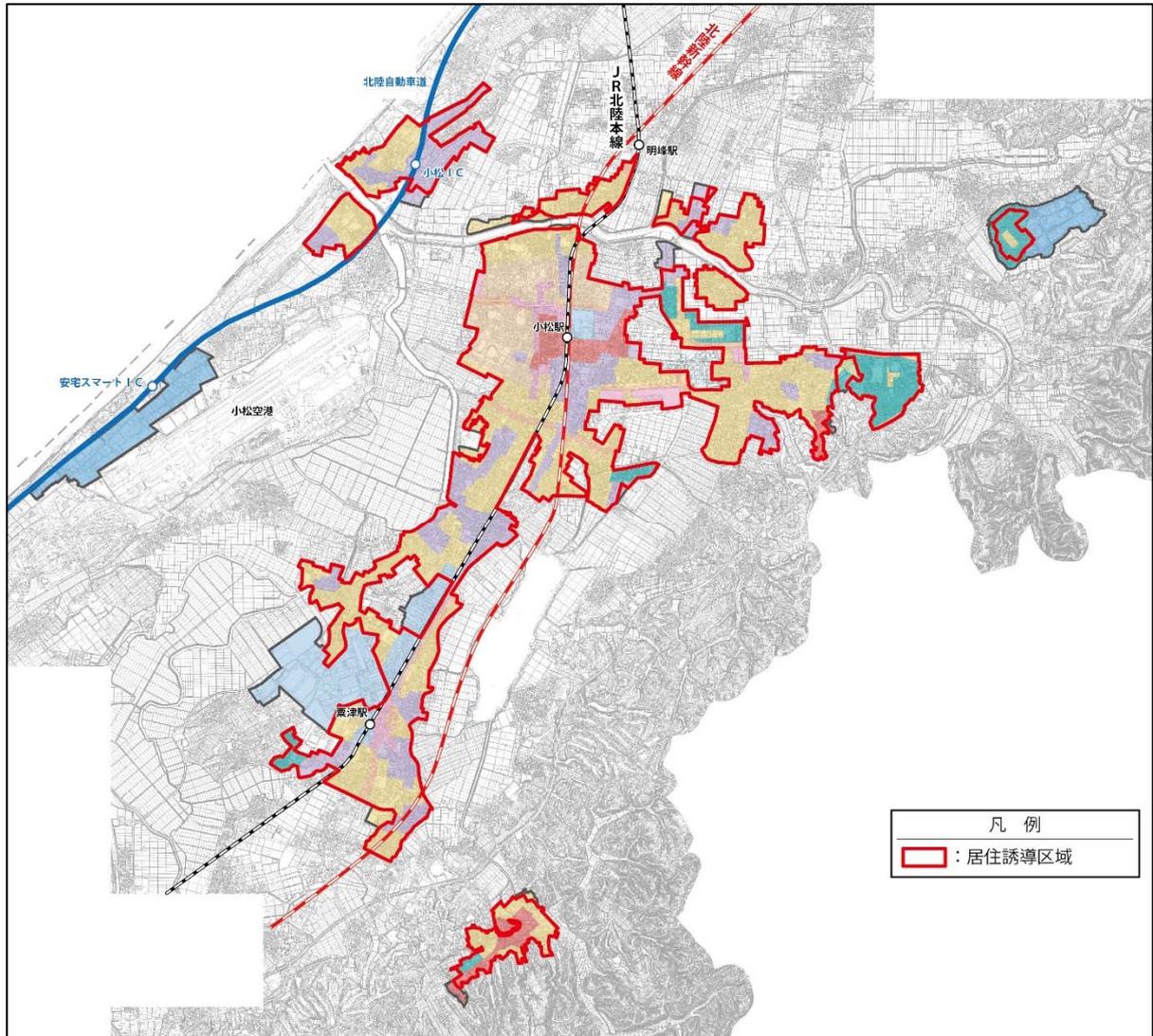
宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 2 号の規定により、都市再生特別措置法の規定による居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における開発・建築物等の届出義務が、重要事項の説明として追加されました。

このことにより、届出をしない場合に罰則が科せられるなど、届出義務を知らないで宅地又は建物を購入した者は不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における開発・建築等の届出義務について説明が必要となります。

5 居住誘導区域図及び都市機能誘導区域図

(1) 居住誘導区域

<居住誘導区域全域>

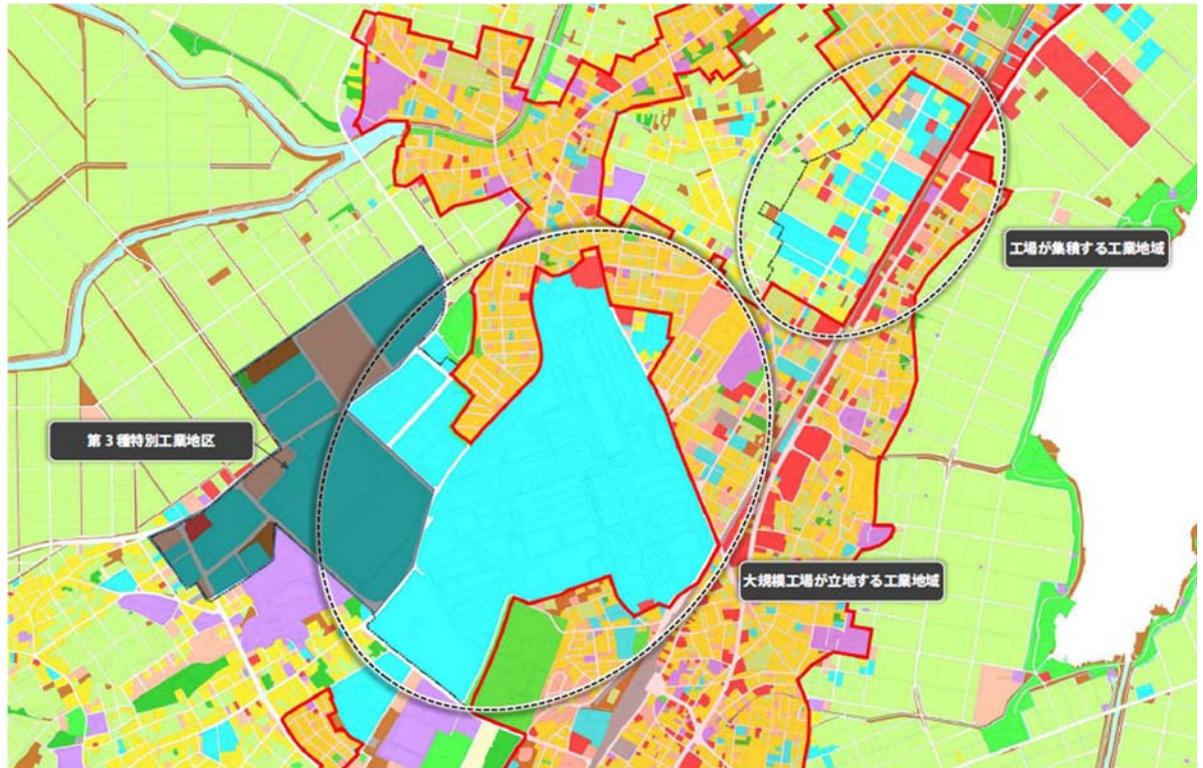


市街化区域面積	居住誘導区域面積	市街化区域に占める割合
2, 229ha	1, 813ha	81. 3%

＜市街化区域のうち、居住誘導区域に含まない区域・・・①＞

- ・工業地域として用途指定され、工場等の立地が見られる区域（工場集積地）
- ・市街化区域縁辺部で居住の用途に属さない一定規模（1ha以上）の区域

① 第3種特別工業地区、大規模工場が立地する工業地域等



② 長崎町周辺



③ 下牧町、天神町周辺



④ 平面町周辺



⑤ 白江町周辺



＜市街化区域のうち、居住誘導区域に含まない区域・・・②＞

・市街化区域縁辺部で居住の用途に属さない一定規模（1ha以上）の区域

⑥ 向本折町周辺



⑦ 八幡周辺



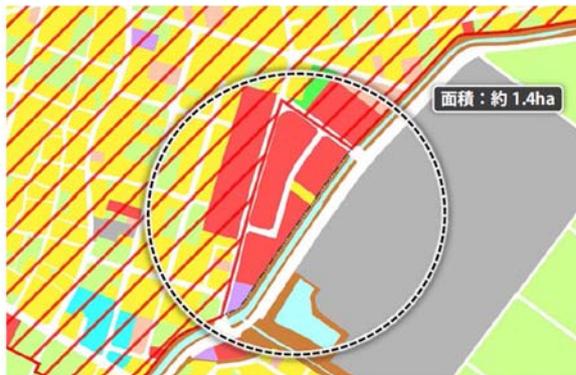
⑧ 八幡周辺



⑨ 国府台周辺



⑩ 南浅井町周辺



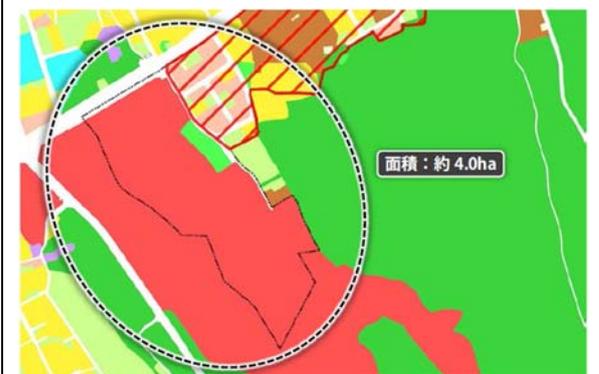
⑪ 下粟津町周辺



⑫ 井口町周辺

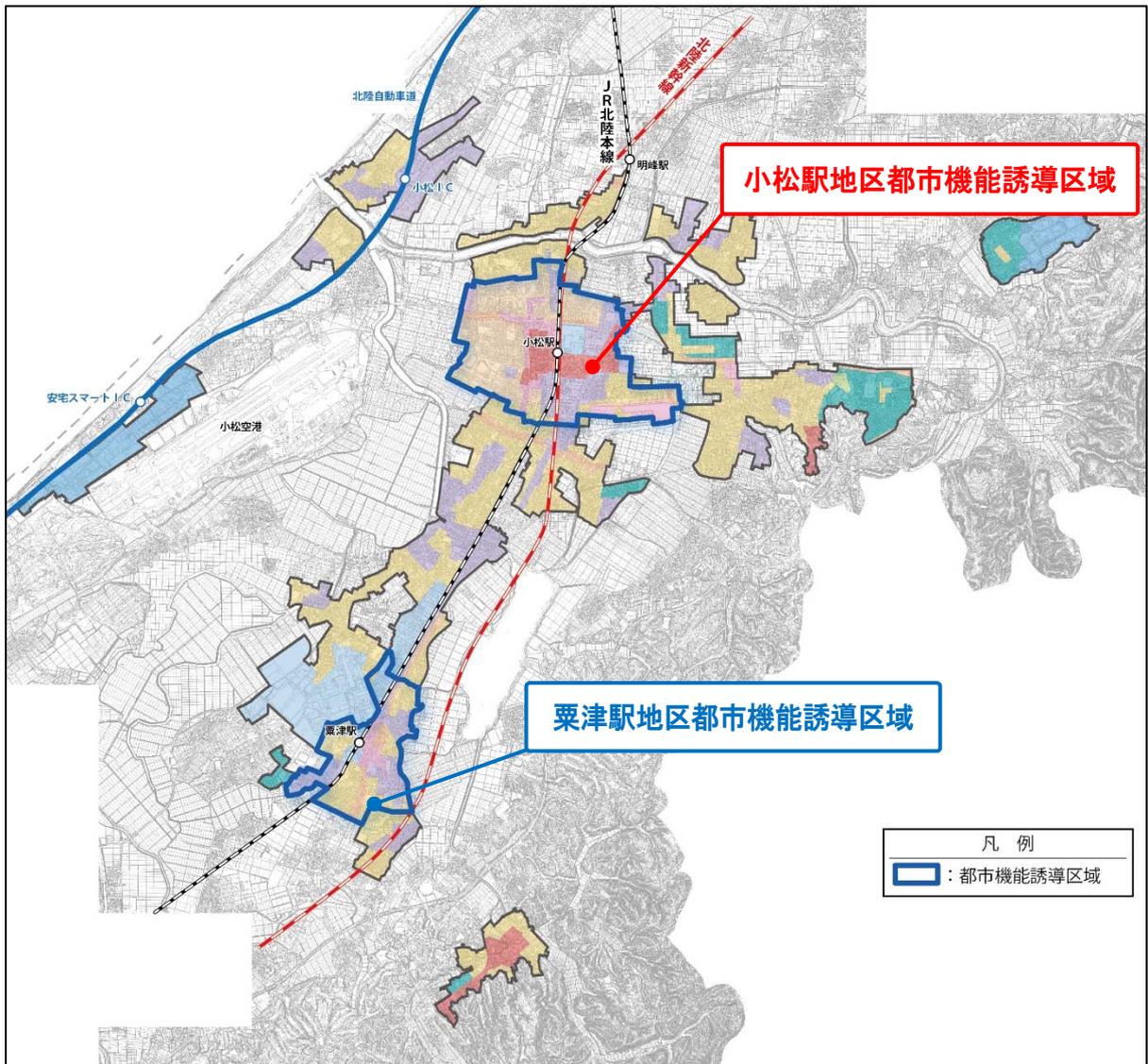


⑬ 上荒屋町周辺



(2) 都市機能誘導区域

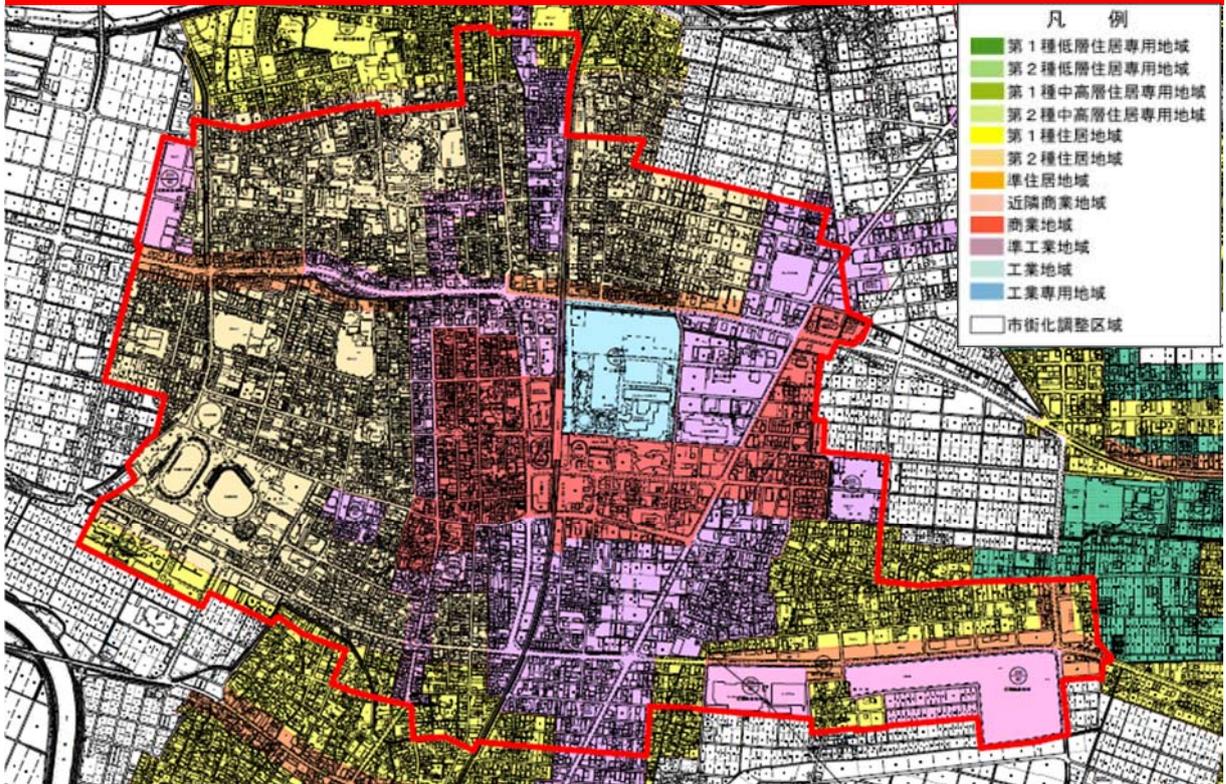
< 都市機能誘導区域全域 >



市街化区域面積	都市機能誘導区域面積	市街化区域に占める割合
2, 229ha	569ha	25. 5%

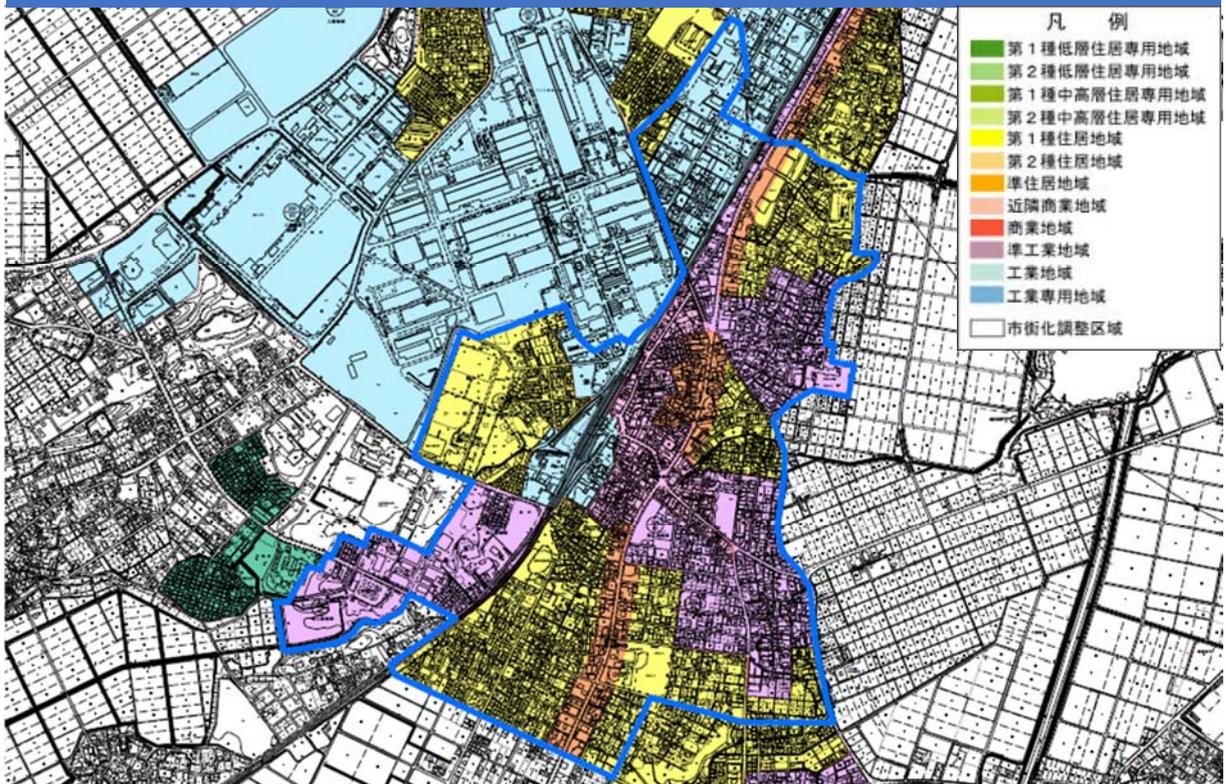
<小松駅地区都市機能誘導区域>

中心拠点 (小松駅地区都市機能誘導区域)



<栗津駅地区都市機能誘導区域>

地域拠点 (栗津駅地区都市機能誘導区域)



6 届出制度に関するQ & A

(1) 対象となる区域について

Q 1 居住誘導区域及び都市機能誘導区域はどこで確認できますか？

A 1 まちデザイン課のホームページ（小松市立地適正化計画）をご覧ください。
また、区域の詳細については市役所まちデザイン課（庁舎2階）にお問合せ
ください。

Q 2 立地適正化区域外（都市計画区域外）では、届出は必要ですか？

A 2 届出の必要はありません。

Q 3 対象区域・敷地が居住誘導区域及び都市機能誘導区域の内外にわたる場合
は、届出が必要ですか？

A 3 区域・敷地の一部が居住誘導区域及び都市機能誘導区域にある場合は、届出
の必要はありません。

Q 4 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の境界詳細について？

A 4 用地地域境界、地形・地物を区域境界線として設定しています。詳細について
はお問合せください。

(2) 対象となる行為について

Q 1 開発行為とは何ですか？

A 1 都市計画法第4条第12号に規定する開発行為です。建築住宅課のホームペ
ージ（開発許可等の手続き）をご覧ください。

Q 2 開発行為を行った上で住宅等又は誘導施設を建築する場合については、開発
行為の前に届出をすればよいですか？

A 2 開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要となります。

Q 3 誘導施設の設定のない施設については届出の必要はないのですか？

A 3 届出の必要はありませんが、住宅等の開発行為及び建築等行為において、居
住誘導区域外で行う場合は届出が必要となる場合があります。

Q 4 都市機能誘導区域内にある誘導施設を休止又は廃止する場合は届出が必要で
すか？

A 4 都市再生特別措置法の改正により届出が必要となりましたので、誘導施設の
休廃止届出書を提出してください。

(3) 届出の書類について

Q 1 届出書や必要書類等はどこで入手できますか？

A 1 まちデザイン課のホームページ（立地適正化計画）にてダウンロードができます。また、市役所まちデザイン課（庁舎2階）の窓口でも配布しています。

Q 2 届出書は何部必要ですか？

A 2 2部（正・副）提出をお願いします。市で確認の上、副本をお返しします。

Q 3 届出書の地目、面積とは何に基づいて記載すればよいですか？

A 3 地目については登記簿、面積については実測に基づいて記載してください。

Q 4 届出書の建築物の用途とは何を記載すればよいですか？

A 4 誘導施設名を記載してください。

(4) 届出の期日について

Q 1 届出は、いつから工事に着手する施設が対象ですか？

A 1 都市機能誘導区域外での開発行為及び建築等行為は、平成29年3月31日以降に工事着手する施設が対象として運用しています。今回新たに、平成31年3月29日以降に居住誘導区域外で一定規模以上の住宅等の開発行為及び建築等行為を着手する場合は届出の対象となります。

Q 2 開発許可申請や確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか？

A 2 法的な前後関係の定めはありません。ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請に先立ち提出をお願いします。

Q 3 届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか？

A 3 変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。

(4) 届出の期日について

Q 1 届出制度はどのような目的から設けられているのですか？

A 1 居住誘導区域外や都市機能誘導区域外における住宅開発等及び誘導施設の動きを把握するために設けられています。

7 届出様式

<届出様式>

- 様式 10（第 35 条第 1 項第 1 号関係） p 17
・ 開発行為届出書

- 様式 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係） p 18
・ 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

- 様式 12（第 38 条第 1 項関係） p 19
・ 行為の変更届出書

- 様式 18（第 52 条第 1 項第 1 号関係） p 20
・ 開発行為届出書

- 様式 19（第 52 条第 1 項第 2 号関係） p 21
・ 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

- 様式 20（第 55 条第 1 項関係） p 22
・ 行為の変更届出書

- 様式 21（第 55 条の 2 関係） p 23
・ 誘導施設の休廃止届出書

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小松市長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第11（第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-right: 10px;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="text-align: left; padding-right: 10px;"> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px;">(宛先) 小松市長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">届出者</div> <div style="text-align: center;">住所</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">氏名</div> <div style="text-align: center;">印</div> </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 小松市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小松市長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p style="text-align: center;">について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(宛先) 小松市長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 届出者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 氏名 印 </div>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）小松市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）小松市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を建築する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。